

静岡県国保運営方針市町協議の状況について

1. 経過

- ・平成 30 年度制度改正により、県が財政運営の責任主体として保険者に加わる。
- ・県は、国保の安定的な財政運営並びに事業の広域化及び効率化の推進を図るために、平成 29 年 12 月 27 日「静岡県国保運営方針」を策定した。
- ・県、市町、国保連の連携を図るため、協議の場として、静岡県国保運営方針連携会議（平成 28 年 3 月 2 日設置）を開催。
- ・令和 2 年度中に、保険料水準統一の時期を協議することが課題となっている。

〈令和元年 11 月以降の動向〉

- ・令和元年 11 月から令和 2 年 1 月に県が保険料水準統一の市町アンケート実施
- ・令和 2 年 3 月アンケート結果をもとに、運営方針改定素案（第 1 版）を市町に提示
- ・4 月 28 日に第 1 回国保運営方針連携会議開催。運営方針改定素案（第 2 版）の提示と市町からの意見収集。
- ・7 月 14 日第 2 回国保運営方針連携会議開催。国保運営方針改定案の承認

2. 主な協議内容（国保運営方針改定）

(1) 財政収支の改善に係る基本的考え方

- ・県は、市町の保険料水準が過度に上下することがないように配慮すること
- ・繰越金等を必要以上に確保することの無いよう基金への積み立てなど市町と協議

(2) 「赤字解消・削減の取組」

- ・赤字繰入れのある市町は、赤字の要因を分析し、解消の基本方針や取組内容、年次ごとの削減・解消等を定めた赤字・削減解消計画を 3 月末までに策定、県へ提出
- ・県は、市町の計画をとりまとめ、県の基本方針・取組内容等を定めた県赤字削減・解消計画を 4 月末までに策定し、公表する。

(3) 「保険料水準についての考え方」（裏面参照）

- ・医療費適正化の取組、賦課方式統一の取組、収納率向上の取組、赤字繰入れ解消・削減の取組等を段階的に行い、2027 年度を目標に保険料水準の統一を目指す。
- ・2021 年度から 2023 年度では、保険料水準の統一に向けた医療費水準や収納率の平準化の諸条件について、県と市町で十分に協議を行う。
- ・次期運営方針改定時（2022 年）に、県内市町の運営状況や全国的な状況を踏まえ、目標時期の再検証を行う。

(4) その他

- ・保険者規模別の収納率目標を、最新の保険者努力支援制度の評価指標（全国の自治体規模別平均収納率）に変更
- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」を新たな取組項目に追加し、市町の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業、介護保険地域支援事業の一体的実施を評価指標に盛り込んだ。

3. 県国保運営方針改定の今後のスケジュール

- ・7 月 28 日 第 1 回県国保運営協議会
- ・8 月中 パブリックコメント
- ・10 月中 市町への法定意見聴取
- ・11 月下旬 第 2 回県国保運営協議会
- ・12 月 国保運営方針知事決定
- ・令和 3 年 1 月上旬 公表

(参考) 保険料水準についての考え方 (イメージ)

